

広島高等裁判所令和5年(ワネ)第3号 損害賠償請求控訴事件

[原審:広島地方裁判所三次支部令和4年(ワ)第14号損害賠償請求事件]

控訴人(原告) 高野 邦夫 (コウノクニオ)

被控訴人(被告) 国 代表者法務大臣 齋藤 健(さいとう けん)

控 訴 趣 意 書

上記当事者間の広島地方裁判所三次支部令和4年(ワ)第14号損害賠償請求事件[令和5年4月19日判決言渡・同年4月20日判決書送達・同年4月27日控訴]について、控訴人は下記の通り控訴趣意(理由)を陳述する。

◎付属書類

1.	甲号証 写し	3 通
2.	証拠説明書(巻)	1 通

上記控訴人 ^こ高 ^の野 ^く邦 ^に夫 ^お 令和5年5月12日作成

広島高等裁判所 御中

記

第一. 序 論

- 以下においては控訴人を「私」、被控訴人国を「国」、訴外津田廣雄を「廣雄」と、訴外広島県を「県」と略称する。その他の用語については、なお従前の例によります。
- 原判決に対しては多大の不服があるけれども、原審で陳述したものを全て陳述する他、就中、断じて承服しかねる点を、掻い摘んで控訴趣意(理由)として陳述いたします。

第二.控訴理由第1点

- 原判決は、下枠内で赤下線部の通り判決理由を述べる。

理 由
<p>第1 請求原因について</p> <p>原告は、検察官が原告作成の告訴状に虚偽の日付を記入し、別件訴訟において被告がその告訴状を裁判所に提出したことが原告に対する不法行為を構成する旨を主張し、被告に対し、民法715条1項に基づき、損害賠償を請求しているところ、<u>原告が主張する不法行為は公権力の行使に当たる公務員の行為であるから、民法715条1項は適用されない。</u></p>

2.しかしながら、判決理由とは何か書けば良いというものでは無い筈である。その判断が生じた筋道が理由なのである。

○り - ゆう【理由】・イウ ←【広辞苑第五版】より引用

①物事の成り立っているすじみち。その結果が生じたわけ。「反対の一」

②〔哲〕論理的関係においては前提と同義。実在的関係の場合には原因と同義。前者の論理的理由と区別するため後者を実在的理由ともいう。根拠。帰結。

★民事訴訟法第 253 条（判決書）

判決書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 主文

二 事実

三 理由

四 口頭弁論の終結の日

五 当事者及び法定代理人

六 裁判所

2 事実の記載においては、請求を明らかにし、かつ、主文が正当であることを示すのに必要な主張を摘示しなければならない。

3.原判決は「原告が主張する不法行為は公権力の行使に当たる公務員の行為であるから、民法 715 条 1 項は適用されない」と判断のみ示している(理由不備の違法)。

● 1 通産省の自動車運転手が、大臣秘書官としていつもその自動車に乗車し、辞表提出後ではあったがまだ官を失っていなかった者を乗車させて自動車を運転中、事故を起こした場合、たとえ右秘書官の私用を満たすため運転したものであっても、通産省の事業の執行につき生ぜしめたものである。(最判昭 30・12・22 民集九一一四一二〇四七)

判 2 損害賠償請求訴訟が民法に基づいてなされているか国家賠償法に基づいてなされているかは単なる原告の法律上の意見にすぎないから、裁判所が民法による請求を本法による請求にひきなおして判断することは差し支えなく、原告がその原因たる事実を主張している以上弁論主義に反するものではない。(高松高判昭 49・10・31 下民集二五一九～一二一八七七)

4.上枠内に引用した最高裁の判例 1 は、国家公務員が被用者として民法 715 条 1 項の適用がある事を当然の前提としていると解せられる。また判例 2 によれば、国家賠償法 1 条 1 項と民法 715 条 1 項は「流動的なもの」と解しているようである。この点を原判決の判断のように言える理由があるなら、拝聴してみたいものである(求釈明)。

第三.控訴手続について

1.そもそも、控訴・上告のような上訴手続は、上訴裁判所に対して行うものである。それを現行手続では原審で行うようになっている。

2.今もし、当該上訴審で上訴手続が可能であれば、本件抗告却下決定(甲第 40 号証)のような「お手盛り決定」など加藤弾裁判官が出せる理由がなかったのである。本件のような「お手盛り決定」が繰り返されないよう、法改正がなされるべきだと思料される(立法論)。

第四.甲第 40 号証・甲第 41 号証・甲第 42 号証(未提出)について

1.加藤弾裁判官の即時抗告却下決定(甲第 40 号証)は、私の提出した即時抗告状(甲第 41 号証)及び抗告理由書(甲第 42 号証)に対して下したものである。

証拠調べの必要性を欠くことを理由として文書提出命令の申立てを却下する決定に対しては、証拠調べの必要性があることを理由として独立に不服の申立てをすることはできない (最高裁平成 11 年 20 号同 12 年 3 月 10 日第一小法廷決定・民集 54 卷 3 号 1073 頁参照)。また、文書提出命令の申立てを却下する決定に対し口頭弁論終結後にされた即時抗告は不合法である (最高裁平成 13 年 2 号同年 4 月 26 日第一小法廷決定・集民 202 号 229 頁参照)。

2.しかしながら、この引用判例は事案を異にするものであり、失当という他ない。何故なら、第 4 回口頭弁論期日(結審)に加藤弾裁判官は、私の文書提出命令申立書(二通)に対して「これは必要ありません」と 2 回程言い口頭で却下した。結審まで僅か数分前の事だった。

3.一週間の不変期間はおろか僅か数分では、神ならぬ私に即時抗告など出来る筈がない。

僅か数分が「短すぎて国民に不能を強いて違憲であるということはない」と言えますか、もし「不能を強いるものではない」というなら方法を示して戴きたい(求釈明)。

4.この結審日に文書提出命令申立書を却下するという手口(手段・方法)は、加藤弾裁判官の大先輩の綿引万里子(元)裁判長(甲第 36 号証)が使った手口と同じである。

5.結論から述べるなら、加藤弾裁判官は、私の即時抗告権を封ずる目的をもって、故意にこの手口を使ったと言う他ない(即時抗告権侵害の公務員職権濫用行為)。

★民事訴訟法

・第 223 条 (文書提出命令等)

7 文書提出命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

・第 332 条 (即時抗告期間)

即時抗告は、裁判の告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならない。

● 1 五日の期間は短すぎて国民に不能を強いて違憲であるということはない(最決昭 24・7・23 民集三一八―二八一) ←僅か数分でこのように言えますか(反対解釈)?

★刑法第 193 条 (公務員職権濫用)

公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処する。

第五.憲法違反、並びに実質論

1.憲法 31,32 条の趣旨は、その性質に反しない限り民事手続に準用されると解される。

2.判決も決定も裁判なのであるから、公明正大でなくてはならない。公明正大でない裁判は、憲法 32 条の裁判を受ける権利を侵害し、また憲法 76 条③項にも抵触するものと思料される。さらに手続・判決書において、被告国に給じて与している点は憲法 14,31 条違反と言わざるを得ない。

3.判決書及び決定書は、裁判書であり、また有印公文書である。したがって、当該裁判官が「その良心を偽り、判決書に虚偽事実を記載した場合」は、有印虚偽公文書作成罪となり、正本の送達は行使罪となるとも解せられる。

【広辞苑第五版】より引用

○こうめい - せいだい【公明正大】

心が公明で少しも私心のないこと。

☆憲法

*第14条 [法の下での平等、貴族制度の否認、栄典の限界]

①すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

②③省略

*第31条 [法定手続の保障]

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

*第32条 [裁判を受ける権利]

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

*第76条 [司法権、裁判所、特別裁判所の禁止、裁判官の独立]

① ② 省 略

③すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第六. 結 語

1.以上要するに、加藤弾裁判官は、国及び県の訴訟代理人等の詐欺行為、及び多数の虚偽公文書作成及び同行使の嫌疑を庇護隠蔽する目的をもって裁判行為を行ったと解せられる。

2.詳細な主張及び立証は、国の答弁書を拝見した後、準備書面等で行う所存です。

以上控訴人 ^{こうのくに} 高野邦夫 ^お